

令和5年第36回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年3月27日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年3月27日(月) 午後1時30分から午後2時08分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

農地部会長	2番 齋藤一男君	3番 梅津幸一君	
	4番 寺本恵二君	5番 安藤良司君	
	6番 高崎利彦君	7番 山岸洋文君	
	9番 中川誓子君	農地副部会長	10番 小林寿美君
	11番 重清幸良君	振興部会長	12番 小泉豊和君
振興副部会長	13番 石田力司君	職務代理	14番 日並洋君
	15番 中村寿恵子君		16番 佃徹君
	17番 田村秀司君		18番 木村勝彦君
	19番 鎌仲照幸君	会長	20番 千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和5年第36回 美幌町農業委員会総会
令和5年3月27日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 71 号	第 16 回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 6	報告第 72 号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 7	議案第 156 号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
日 程 第 8	議案第 157 号	農地法第18条第6条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 9	議案第 158 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第 10	議案第 159 号	農地法第3条の規定による許可申請について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第36回 美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号18番 木村委員、同じく議席番号19番 鎌仲委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事補、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並一三委員、同じく議席番号8番 武田委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第71号「第16回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。
振興部会長	第16回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和5年2月27日。美幌町農業委員会 振興部会長 小泉豊和。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。1、案件(1)令和5年度 美幌町農業委員会総会日程及び 農地法許可申請書等の提出期限について。(2)農地等の利用の最適化の推進に関する指針の更新について。2、開催日時 令和5年2月27日 月曜日 午後2時13分から午後2時31分。3、開催場所 議会第1・第2説明員控室。4、出席者 わたくしほか8名、事務局 橋本事務局長、矢野主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願いします。

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>会議結果についてご報告致しますので議案参考資料1ページをご覧願います。(1)令和5年度 美幌町農業委員会総会日程及び農地法許可申請書等の提出期限につきまして、基本的に総会は毎月25日開催とし、土日などの休日の場合はその前後に行うものとしております。また、不測の事態等によりその日程で行うのが困難な場合は適宜、日程変更も行うものとして議案参考資料1ページの日程案を提案し、承認されております。</p> <p>(2)農地等の利用の最適化の推進に関する指針の更新につきまして議案7ページから10ページまでの内容を部会にご提案しまして審議した結果、内容どおり承認されております。なお、本日の議案第156号に付議しておりますので内容につきましては議案の際にご説明させていただきますのでよろしくお願い致します。ご説明は以上でございます。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、報告第71号「第16回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第6、報告第72号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p> <p>今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案5ページの3法人でございます。</p> <p>【議案に基づき説明】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、報告第72号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>日程第7、議案第156号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題と致します。</p> <p>議案第156号についてご説明致します。本件は平成28年4月に改正された農業委員会等に関する法律第6条の規定により、農業委員会においては農地等の利用の最適化に関する業務が明確に位置づけられることになっております。これによりまして同法第7条の規定で農地等の利用の最適化の推進に関する指針、5年後の目標を平成29年に定めたところですが。その平成29年に定めた指針が5年経過したため、再度、5年後の目標を定めるため、指針を更新するものです。議案の7ページから10ページまでが変更する指針の内容でございます。指針の内容の簡単な説明ですが7ページが基本的な考え方を記載しております。8ページからは具体的な目標でございます3つの目標が記載されております。8ページは遊休農地の発生防止・解消の目標を記載しており、遊休農地はありませんので、5年後も0haとしております。9ページは担い手への農地利用の集積・集約化の目標を記載しており、現在の集積率も非常に高い98.7%ですが目標として少しでもいいから上げる目標を定めなければならないため、0.1%ずつ上げる目標としております。10ページは新規参入の促進の目標を記載しており、1人の新規就農者を目標としております。以上、指針の更新について、ご審議のほどよろしくお願い</p>

	致します。
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第156号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第157号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号86号。</p>
事 務 局	<p>内容番号86号についてご説明致します。本件は農地法3条で賃貸していた農地について賃貸人が他者に賃貸するため合意解約するものでございます。</p> <p>賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成27年3月25日から令和7年3月24日までの10年間、合意解約年月日は令和5年3月7日、土地引渡日は令和5年3月7日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号86号は適当と認めます。</p> <p>内容番号87号から90号は関連がございますので一括上程致します。</p>
事 務 局	<p>内容番号87号から90号につきまして一括ご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法及び農地法第3条で賃貸していた農地について借受人の死亡により離農するため、合意解約するものでございます。賃借人は〇〇の〇〇さん、合意解約年月日は令和5年3月6日、土地引渡日は令和5年3月6日でございます。内容番号87号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年6月28日から令和9年6月30日までの5年間でございます。内容番号88号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間でございます。内容番号89号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年6月25日から令和5年6月24日までの1年間でございます。内容番号90号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成27年7月24日から令和7年7月23日までの10年間でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号87号から90号は適当と認めます。</p> <p>議案第157号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>

議 長 日程第9、議案第158号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。
内容番号279号から280号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 今月の案件は全10件で内容につきましては再貸付のみとなっております。
それでは内容番号279号と280号について一括ご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料については議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年3月28日から令和10年3月31日までの5年間、利用調整日は令和5年3月8日でございます。内容番号279号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号280号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 2 番 内容番号279号と280号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは法人化し、酪農を営み、およそ100頭を搾乳しており、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号279号から280号は適当と認めます。
内容番号281号から282号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 内容番号281号と282号について一括ご説明致します。参考資料は4ページと5ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料については議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年3月28日から令和10年3月31日までの5年間でございます。内容番号281号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案17ページをご覧ください。利用調整日は令和5年2月24日でございます。内容番号282号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページをご覧ください。利用調整日は令和5年2月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 2 番 内容番号281号と282号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、大豆、甜菜を。〇〇さんは家族2人で畑作四品と人参を作付けするほか肉牛を飼育し、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号281号から282号は適当と認めます。
次の案件は私が当事者になっておりますのでここで議長の交代を致します。

暫時休憩致します。

(会長と代理の交代)

職務代理

職務代理の日並です。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。また、美幌町農業委員会総会会議規則第10条第2項の規定に基づき、会長代理が議長となり議事を行います。よろしくお願い致します。

休憩前に引き続き会議を開きます。内容番号283号。なお、内容番号283号につきましては千葉委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により千葉委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(千葉委員 退席)

事務局

内容番号283号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧頂きます。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは高野の千葉正美さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料については議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年3月28日から令和10年3月31日までの5年間、利用調整日は令和5年2月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12番

内容番号283号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。千葉さんは家族3人で畑作三品と玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

職務代理

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

職務代理

ご異議なしと認め、内容番号283号は適当と認めます。

(千葉委員 入席)

職務代理

内容番号283号の審議が終了致しましたので議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩致します。

(会長と代理の交代)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

内容番号284号

事務局

内容番号284号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧頂きます。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年3月28日から令和8年3月31日までの3年間、利用調整日は令和5年3月2日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17番

内容番号284号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、大豆、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号284号は適当と認めます。
 内容番号285号

事 務 局 内容番号285号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年3月28日から令和10年3月31日までの5年間、利用調整日は令和5年2月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番 内容番号285号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号285号は適当と認めます。
 内容番号286号。

事 務 局 内容番号286号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年3月28日から令和10年3月31日までの5年間、利用調整日は令和5年3月3日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号286号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で甜菜、人参、馬鈴薯、金時を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号286号は適当と認めます。
 内容番号287号から288号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 内容番号287号と288号について一括ご説明致します。参考資料は10ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者

は〇〇の〇〇さん、賃貸借料については議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年3月28日から令和10年3月31日までの5年間、利用調整日は令和5年2月8日でございます。内容番号287号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案18ページをご覧ください。内容番号288号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

13 番

内容番号287号と288号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは畑作三品、玉ねぎ、人参を。〇〇さんは家族4人で畑作三品、人参、キャベツを作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号287号から288号は適当と認めます。

議案第158号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第10、議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号109号。

事 務 局

今月の案件は全4件で内容につきましては売買が1件、賃貸借が1件、贈与が2件でございます。それでは内容番号109号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料13ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

11 番

内容番号109号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は隣接で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で水稻、小麦、大豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月2日、小泉委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号109号は適当と認めます。

内容番号110号。

事 務 局

内容番号110号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。本件は先の議案第157号内容番号86号で合意解約した農地で新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所

在りは〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、賃借期間は許可日から3年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料15ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 2 番

内容番号110号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は近隣で耕作している〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは小麦、甜菜、かぼちゃ、人参、長イモを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月10日、重清委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号110号は適当と認めます。
内容番号111号。

事 務 局

内容番号111号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧ください。本件は贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料17ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号111号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は隣接地で耕作している〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月5日、石田委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号111号は適当と認めます。
内容番号112号。

事 務 局

内容番号112号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧ください。本件も贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料19ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 3 番

内容番号112号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は地続きで耕作している〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族3人

で小麦、甜菜、玉ねぎ、豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお
願いします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該
当しないことを3月6日、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願
いします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号112号は適当と認めます。
議案第159号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と
認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第36回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時08分